

## 【お知らせ】 経営事項審査における監理技術者講習の受講時期 の考え方について

経営事項審査において得点の対象となる監理技術者講習の受講時期について、静岡県では、改正建設業法施行規則（令和3年1月1日施行）に準拠して設定しておりましたが、このたび、国の取扱いにならない、設定を変更することといたしました。

皆様には、何卒御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、変更前の設定に基づいたため、当該規定に該当しなくなる方につきましては、引き続き変更前の設定で取扱いをいたしますので、建設業課まで御相談ください。

### ○建設業法施行規則の改正（令和3年1月1日施行）

改正前	(講習の受講) 第17条の14 法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても <u>その日の前5年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講しなければならない。</u>
改正後	(講習の受講) 第17条の17 法第26条第5項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任期間中のいずれの日においても <u>同項の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者でなければならない。</u>

<問い合わせ先>

担 当：静岡県交通基盤部建設経済局建設業課許可班  
住 所：静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁本館2階  
T E L：054-221-3058  
メー ル：kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp